新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第８号
平成27年１月30日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

規　　則
２　新潟県行政書士法施行細則の一部を改正する規則（市町村課）
３　新潟県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（医務薬事課）
告　　示
89　軽油引取税に係る特約業者の指定取消（税務課）
90　知事指定薬物の指定（医務薬事課）
91　新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第２条第２項に規定する「基準該当製品」の基準（医務薬事課）
92　新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第２条第２項に規定する「基準該当製品」の基準第１項に規定する「知事が定める製品の種類」（医務薬事課）
93　保安林の指定予定（治山課）
94　換地処分（農地整備課）
95　換地処分（農地整備課）
公　　告
特定調達契約の落札者等（総務事務センター）
特定調達契約の落札者等（医務薬事課）
平成26年度林業種苗生産事業者講習会の開催（治山課）
一般競争入札の実施（財務課）
選挙管理委員会規程
２　公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
雑　　報
一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

規　　則

新潟県行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年１月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

新潟県規則第２号

新潟県行政書士法施行細則の一部を改正する規則

新潟県行政書士法施行細則（昭和26年新潟県規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（会員に関する報告） **第６条**　（略） ２　総理府令第17条の２第１項第６号及び第２項第３号の知事の定める事項は、登録番号及び会員番号とする。	（会員に関する報告） **第６条**　（略） ２　総理府令第17条の２第１項第５号及び第２項第３号の知事の定める事項は、登録番号及び会員番号とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年１月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

新潟県規則第３号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（基準該当製品の販売等の手続）

第３条　条例第11条第１項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに掲げる用途に供するために基準該当製品を販売し、又は授与する場合とする。

(1) 次のいずれかに掲げる機関等における学術研究又は試験検査の用途

ア　国の機関

イ　地方公共団体及びその機関

ウ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第４項に規定する大学共同利用機関

エ　独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

オ　医療法（昭和23年法律第205号）第１条の２第２項に規定する医療提供施設及び獣医療法（平成４年法律第46号）第２条第２項に規定する診療施設

(2) 犯罪鑑識の用途

(3) 前２号に掲げる用途のほか、知事が人の身体にみだりに使用されるおそれがないと認めた用途

（知事監視基準該当製品の販売等の手続）

第４条　知事監視店販売者は、条例第14条第２項の規定により知事監視基準該当製品を購入し、又は譲り受けようとする者の氏名（法人にあっては、名称。以下同じ。）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びにその者が個人である場合にあっては年齢を確認しようとする場合においては、次に掲げる書類の提示を受けなければならない。

(1) 個人にあっては、購入し、又は譲り受けようとする者の旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第１項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって氏名及び住所を確認するに足りる書類並びに年齢を確認するに足りる書類

(2) 法人にあっては、法人の登記事項証明書

２　前項の場合において、知事監視基準該当製品を購入し、又は譲り受けようとする者が未成年者であるときは、知事監視店販売者は、当該未成年者の保護者から、同項第１号に掲げる書類（年齢を確認するに足りる書類を除く。）の提示を受けて当該保護者の氏名及び住所を確認しなければならない。

３　知事監視店販売者は、条例第14条第２項の規定により説明書を交付する場合は、知事監視基準該当製品を購入し、又は譲り受けようとする者（未成年者である場合にあっては、当該未成年者の保護者を含む。）に対して当該説明書の記載事項を説明しなければならない。

４　条例第14条第２項ただし書及び第５項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに掲げる用途に供するために知事監視基準該当製品を販売し、又は授与する場合とする。

(1) 第３条第１号又は第２号に掲げる用途

(2) 前号に掲げる用途のほか、知事が人の身体にみだりに使用されるおそれがないと認めた用途

５　条例第14条第５項本文に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 購入し、又は譲り受ける知事監視基準該当製品の名称その他の当該知事監視基準該当製品を特定できる事項

(2) 知事監視基準該当製品を購入し、又は譲り受けようとする目的

(3) 購入し、又は譲り受ける知事監視基準該当製品の数量

(4) 知事監視基準該当製品を購入し、又は譲り受ける年月日

６　条例第14条第６項に規定する規則で定める事項は、当該未成年者の保護者である旨とする。

７　条例第14条第７項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 製造し、購入し、又は譲り受けた基準該当製品の名称その他の当該基準該当製品を特定できる事項

(2) 製造し、購入し、又は譲り受けた基準該当製品の数量

(3) 基準該当製品を製造し、購入し、又は譲り受けた年月日

(4) 基準該当製品を購入し、又は譲り受けたときは、当該基準該当製品を販売し、又は授与した者の氏名、住所及び連絡先

（知事監視店販売者から購入等する者の手続）

第５条　条例第15条第１項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに掲げる用途に供するために知事監視基準該当製品を購入し、又は譲り受ける場合とする。

(1) 第３条第１号又は第２号に掲げる用途

(2) 前号に掲げる用途のほか、知事が人の身体にみだりに使用されるおそれがないと認めた用途

（正当な理由により知事指定薬物の販売等をする場合）

第６条　条例第18条ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに掲げる用途に供するために同条第１号から第４号までに掲げる行為をする場合とする。

(1) 第３条第１号又は第２号に掲げる用途

(2) 学術研究又は試験検査の用途（第３条第１号に掲げる機関等における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

(3) 条例第24条第１項に規定する試験の用途

(4) 疾病の治療の用途

(5) 工業用の用途

(6) 前各号に掲げる用途のほか、知事が人の身体にみだりに使用されるおそれがないと認めた用途

（公表）

第７条　条例第21条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 命令を受けた者の氏名及び住所

(2) 命令の内容及び年月日

(3) その他知事が必要と認める事項

（身分証明書）

第８条　条例第24条第３項に規定する身分を示す証明書は、別記様式のとおりとする。

附　則

この規則は、平成27年２月１日から施行する。

別記様式（第８条関係）

（表）

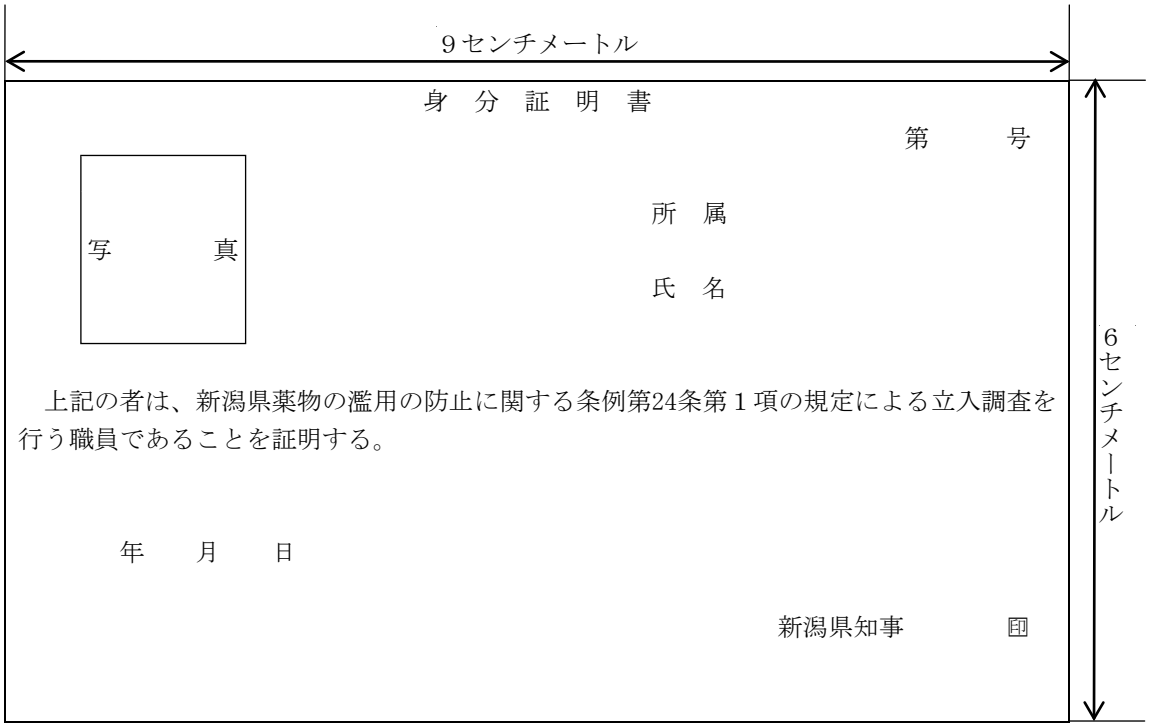

（裏）

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例抜粋

（立入調査等）

第24条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、基準該当製品又は知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物（以下「基準該当製品等」という。）を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り基準該当製品等を収去させることができる。

２　公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、基準該当製品等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　前２項の規定により立入調査を行う者は、第１項の職員は規則で、前項の職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第１項及び第２項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第29条　第24条第１項若しくは第２項の規定による立入調査若しくは同条第１項の規定による収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

告　　示

◎新潟県告示第89号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の９第３項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成27年１月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　特約業者の名称及び代表者の氏名

漆間　惣一郎

２　主たる事務所の所在地

上越市中郷区稲荷山292

３　取消年月日

平成26年11月17日

◎新潟県告示第90号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第１項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第４項の規定により告示する。

平成27年１月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　知事指定薬物の名称

１－（３－フルオロフェニル）プロパン－２－アミン（通称名３ＦＭＰ）及びその塩類

２　指定の理由

条例第２条第７号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

３　指定の効力が発生する日

平成27年１月31日

◎新潟県告示第91号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第２条第２項に規定する「基準該当製品」の基準を次のとおり定める。

平成27年１月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

危険薬物を含有する可能性がある物として、次の各項のいずれにも該当する物

１　ハーブ、お香、アロマ、バスソルト、ビデオクリーナーその他本来の用途及び使用方法に反して吸入、摂取、塗布等の方法により人の身体に使用されるおそれがあるとして知事が定める製品の種類であること。

２　乾燥植物片、粉末（結晶状のものを含む。）、液体（油状のものを含む。）、錠剤、カプセル、シート、紙片その他吸入、摂取、塗布等の方法により人の身体に使用されるおそれがある形状であること。

３　当該物の対価（当該物の引渡しに際して当該物の対価以外の名目で徴収する価格を含む。）が、通常販売されている同じ種類の製品の価格に比較して著しく高価であること。

４　次のいずれかに該当する物であること。

(1) 過去に麻薬又は指定薬物が検出された製品と類似の名称を標ぼうしていること。

(2) 過去に麻薬又は指定薬物が検出された製品と容器の意匠が類似していること。

(3) 容器又は直接の被包に成分又は原材料が表示されていないこと。

(4) 容器若しくは直接の被包、説明書又は広告若しくは宣伝の内容に、身体に対する興奮等の作用（アッパー系（興奮）、サイケデリック系（幻覚）、ダウナー系（抑制）等の表現を含む。）又は合法若しくは脱法であることが標ぼうされていること（注意書きとして表示されている場合を含む。）。

(5) 当該物と近接して巻紙、パイプ等の吸入用の器具が陳列され、又は当該物と同一のホームページ内において吸入用の器具が販売されていること。

(6) 当該物を販売する店舗内に、製品を吸引するためのものと認められる場所があること。

(7) 次のいずれかに該当する店舗等で販売されている物であること。

ア　国等関係機関から収集した情報により、当該店舗等で購入し、又は譲り受けた製品を使用した者が、その直後に興奮等の作用を受けた状態で交通事故を起こし、犯罪行為をし、又は救急搬送されたことがあること。

イ　国等関係機関から収集した情報により、当該店舗等において、条例第２条第１項第６号に規定する指定薬物に該当することとなった物を販売し、又は授与したことがあり、現に同号の指定薬物を販売し、又は授与するおそれがあると認められること。

◎新潟県告示第92号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号）第２条第２項に規定する「基準該当製品」の基準（平成27年新潟県告示第91号）第１項に規定する「知事が定める製品の種類」を次のとおり定める。

平成27年１月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

お香、ハーブ、アロマ、アロマオイル、香水（フレグランス）、ビデオクリーナー、パイプクリーナー、バスソルト、バスパウダー、肥料、芳香剤、試薬、防虫剤、防虫シート、観賞用植物、観賞用標本、インセンス（香木）、活性剤、媚薬

◎新潟県告示第93号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成27年１月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　保安林予定森林の所在場所

新潟県佐渡市羽二生字くぬ木平 399 の４、400、字くぬき平 401、字長坂 402、字釜ノ川内 570 の２、571 から 575 まで、590 から 592 まで、594、595

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第94号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第９項の規定により、十日町市を地域とする県営区画整理（地すべり対策）事業清水日影地区に係る換地処分をした。

平成27年１月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

◎新潟県告示第95号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第９項の規定により、出雲崎町を地域とする県営区画整理・農業用用排水施設整備・農用地改良保全（中山間地域総合整備）事業六郎女地区に係る換地処分をした。

平成27年１月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

公　　告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年１月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　調達件名及び数量

新潟県総務事務センター業務委託一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県総務管理部総務事務センター

新潟県新潟市中央区新光町７番地２

３　調達方法

請負

４　契約方式

随意契約

５　契約日

平成26年12月１日

６　契約者の氏名及び名称

テンプスタッフフォーラム株式会社

新潟県新潟市中央区東大通一丁目７番10号　新潟セントラルビル６階

７　契約金額

317,572,625円

８　随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第10条第１項第１号による。

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年１月30日

新潟県魚沼基幹病院事業

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　調達件名及び数量

(1) 生化学自動分析装置等　一式

(2) 自動採血管準備システム　一式

(3) 手術映像記録配信システム　一式

(4) 手術台　一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県福祉保健部医務薬事課

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

３　調達方法

購入等

４　契約方式

一般競争入札

５　落札決定日

平成27年１月16日

６　落札者の氏名及び住所

(1) 上記１(1)及び(2)について

株式会社広川製作所

新潟県新潟市西区青山225番地５

(2) 上記１(3)について

源川医科器械株式会社

新潟県新潟市中央区東中通２番町279番地

(3) 上記１(4)について

ジェイメディカル株式会社

新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808-22

７　落札価格

(1) 上記１(1)について

98,496,000円

(2) 上記１(2)について

83,160,000円

(3) 上記１(3)について

84,024,000円

(4) 上記１(4)について

77,652,000円

８　入札公告日

平成26年12月５日

９　落札方法

最低価格

林業種苗生産事業者講習会の開催について（公告）

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条の規定により、平成26年度の林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成27年１月30日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　講習会の日時

平成27年２月24日（火）　午前10時から午後５時まで

２　講習会の場所

新潟市中央区新光町４番地１　新潟県庁行政庁舎507会議室

３　講習会の対象者

新潟県内に住所を有し、林業種苗生産事業を行おうとする者、並びにその生産事業に従事している者及び従事しようとする者

４　受講手続

新潟県林業種苗法施行細則（昭和45年新潟県規則第117号）に定める受講申込書に受講手数料（新潟県収入証紙14,000円）を添付し、住所地を所管する県地域振興局農林（水産）振興部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の林業振興課に平成27年２月13日までに提出すること。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、漁業実習船「海洋丸」及び「くびき」に係る損害保険及び賠償責任保険契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年１月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　入札に付する事項

(1) 案件の名称

漁業実習船「海洋丸」及び「くびき」に係る損害保険及び賠償責任保険契約

(2) 案件の仕様

入札説明書による。

(3) 契約期間

ア　海洋丸　平成27年３月14日から１年間

イ　くびき　平成27年３月24日から１年間

２　入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問い合わせ

(1) 交付期間　平成27年１月30日（金）から平成27年２月６日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第５号）第１条第１項各号に規定する日を除く。）の各日の午前９時から午後５時15分まで

(2) 交付場所　新潟県教育庁財務課施設係（新潟県新潟市中央区新光町４番地１）

(3) 問い合せ　入札説明書による。

３　入札執行の日時及び場所

(1) 日時　平成27年２月24日（火）午後１時30分

(2) 場所　新潟県新潟市中央区新光町４番地１
新潟県庁入札室

４　入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件を全て満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第２項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者。

イ　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第２項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者。

(3) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあっては、当該県税の未納がないものであること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(6) ５に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて、新潟県知事から確認を受けている者であること。

(7) 「海洋丸」のトン数（299トン）階層区分以上の船舶に係る損害保険及び賠償責任保険の契約実績があり、その証明を行うことができること。

５　本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められな

かった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア　提出期間　平成27年２月13日（金）午前９時から午後５時15分まで

イ　提出場所　新潟県新潟市中央区新光町４番地１
新潟県教育庁財務課施設係

ウ　提出方法　本人（法人にあっては代表権を有する者。以下同じ。）　又は代理人の持参とする。

エ　提出書類　入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者に、それぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア　日時　平成27年２月18日（水）午後１時30分から午後４時30分まで

イ　場所　(1)イに定める場所

６　入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア　本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を併せて持参すること。

イ　本人が作成した一の入札書を封書の上、５(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書簡郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に１(1)の案件の名称及び３(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。）をもって３(1)に定める日の前日の午後５時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア　使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ　落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額に108分の100を乗じて得た金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）。以下同じ。）に100分の８に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

７　無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第１項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

８　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望本体金額に、100分の８に相当する金額を加算した金額の100分の５に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第１号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

９　その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア　競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ　提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ　提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

エ　提出された競争入札参加資格確認申請書等に記載されている内容については、本件入札に限るものとし、他に使用しない。

(2) その他

ア　契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ　契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

ウ　その他詳細は、入札説明書による。

エ　この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第２号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年１月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長　　長津　光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成７年新潟県選挙管理委員会規程第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後

別表第４（第43条関係）

１　（略）

候補者届出政党の届出候補者の数	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
１人又は２人	株式会社テレビ新潟放送網	1	－	－
	株式会社新潟テレビ二十一	1		
３人から５人まで	株式会社テレビ新潟放送網	1	株式会社新潟放送	1
	株式会社新潟テレビ二十一	1		
６人	株式会社テレビ新潟放送網	2	株式会社新潟放送	2
	株式会社新潟テレビ二十一	2		

改　正　前

別表第４（第43条関係）

１　（略）

候補者届出政党の届出候補者の数	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
１人又は２人	株式会社新潟放送	1	－	－
	株式会社新潟総合テレビ	1		
３人から５人まで	株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1
	株式会社新潟総合テレビ	1		
６人	株式会社新潟放送	2	株式会社新潟放送	2
	株式会社新潟総合テレビ	2		

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

雑　　報

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第１項の規定により、机、椅子等一式購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年１月30日

公立大学法人新潟県立大学　理事長　　猪　口　　孝

１　入札に付する事項

(1) 調達案件の名称及び数量

机、椅子等一式購入

数量については入札説明書による。

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年３月30日（月）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札説明書等の交付並びに本件入札に関する問合せ先

(1) 入札説明書入手方法

新潟県立大学ホームページ入札情報（http://www.unii.ac.jp/bidding/）の入札説明書及び入札参加に必要な書類を確認したうえで使用すること。

(2) 問合せ先　　郵便番号950－8680

新潟県新潟市東区海老ケ瀬471番地

公立大学法人新潟県立大学教務学生支援部企画課

電話番号　025－368－8224（直通）

Email：gs-unp@unii.ac.jp

３　入札執行の日時と場所

(1) 日時　平成27年２月16日（月）午前11時

(2) 場所　新潟県新潟市東区海老ケ瀬471番地

新潟県立大学１号館1203会議室

４　入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。)第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県物品入札参加資格を有していること。

(3) 新潟県から指名停止措置を現に受けていない者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等が所在する者であること。

(6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

５　その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望される者は、入札参加申請書を平成27年２月６日（金）午後５時15分までに、上記２の問合せ先に提出しなければならない。

なお、提出書類等詳細については入札説明書による。また、入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(6) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

(7) その他

この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。